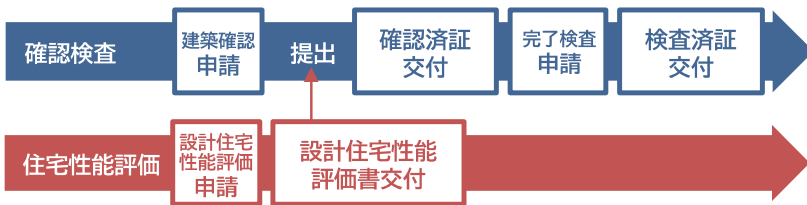


住宅性能評価等を活用した場合の手続きの整理

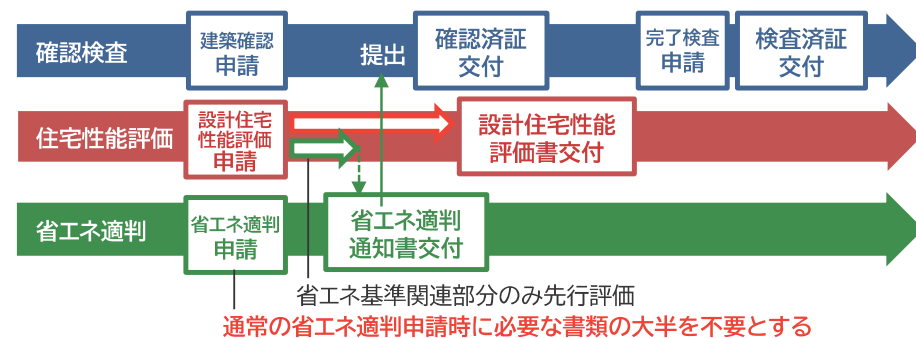
Point

- 設計住宅性能評価等を活用した場合、省エネ適判の省略措置又は省エネ適判審査の合理化措置を受けることができます。
- どちらの措置を受けるかは、確認済証の**交付前に設計住宅性能評価書を提出可能かどうかにより判断**してください。
 - 確認済証交付前に設計住宅性能**評価書等の提出が可能**な場合 ⇒ 省エネ適判の**省略** (P44, 45参照)
 - 確認済証交付前に設計住宅性能**評価書等を提出できない**場合 ⇒ 省エネ適判の**審査合理化措置** (P37参照)

設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略



住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化



設計住宅性能評価書等を受けた場合の 省エネ適判の省略 (P44,45参照)	項目	省エネ適判と設計住宅性能評価等とを 併せて受ける場合の 省エネ適判に係る添付図書の合理化 (P37参照)
可能	省エネ適判の省略の可否	不可
確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が可能	適用可能なケース	設計住宅性能評価の申請時点で、確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書等又はその写しの提出が困難と見込まれる場合
確認検査と設計住宅性能評価の申請先は異なってもよい	申請先の要件	省エネ適判と設計住宅性能評価を 同一機関に申請 すること
確認申請時に宣言書※の提出が必要 等	提出書類	設計住宅性能評価等の申請に係る添付図書のうち省エネ性能に係るものを 確保計画の添付図書とみなす 等

※ 評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前*までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、**提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載**

*申請先が指定確認検査機関の場合は、申請者と機関とで事前に十分調整の上で、評価書等又はその写しを提出する期日を確認審査の末日の前の任意の日に設定することが可能。